

第2回下野市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 平成27年 8月10日(月) 午後1時30分

2. 場 所 ゆうゆう館 会議室

3. 出席委員

(1) 被保険者代表	浦谷 和哉	委員	石嶋 恵子	委員
	山家 照子	委員	高瀬 和子	委員
	小林 文子	委員		

(2) 保険医又は保険薬剤師代表

村田 光延	委員	山本 政幸	委員
-------	----	-------	----

(3) 公益代表

岩永 博美	委員	磯辺 香代	委員
井上 永子	委員		

(4) 被用者保険代表

小瀧 昭夫	委員	木村 雅光	委員
-------	----	-------	----

(以上12名)

4. 欠席委員

保険医薬剤師代表	藤原 淳	委員	鈴木 高明	委員
公益代表	出口 芳伸	委員	永山 登志子	委員
被用者保険代表	伊藤 一則	委員		

(以上5名)

5. 出席職員

市民生活部長	渡辺 房男		
市民課長	蓬田 敏	市民課課長補佐	近藤 善美
市民課主幹	川中子 由美子	市民課副主幹	倉井 広子
税務課長	柏崎 義之	税務課課長補佐	野口 眞
税務課課長補佐	野口 範雄	税務課主事	竹内 夏実

(以上9名)

6. 議事録署名委員

被保険者代表	高瀬 和子	委員	被用者保険代表	木村 雅光	委員
--------	-------	----	---------	-------	----

(以上2名)

7. 議 題

議事

- (1) 平成 26 年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- (2) 平成 27 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

報告事項

- (1) 下野市国民健康保険人間ドック補助額変更について
- (2) 平成 27 年度下野市国民健康保険税の課税状況について

その他

<開会 午後 1 時 30 分>

【市民生活部長】委員の皆様こんにちは。本日は暑い中、またお忙しい中お越しいただきありがとうございます。ただいまから、平成 27 年度第 2 回国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。なお、事前に本日の会議の欠席の届けがございましたので、ご報告いたします。保険医又は保険薬剤師代表の鈴木委員さん、公益代表の出口委員さんと永山委員さん、被用者保険代表の伊藤委員さんの 4 名の方から届けがございましたのでご報告いたします。

続きまして、本来であれば市長がご挨拶申し上げるべきですが、所用がございまして出席できません。委員の皆様にはよろしくとのことで承っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入るわけですが下野市国民健康保険規則第 9 条の規定によりまして、議事の進行を磯辺会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【磯辺会長】皆さんこんにちは。お忙しい中、第 2 回国保運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。議事がスムーズに進行できますよう、各委員のご協力をお願いいたします

本日の出席につきましては、定数 18 名のところ 13 名で、規則第 11 条の規定によりまして、会議の定足数を満たしておりますので会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、下野市国民健康保険規則第 14 条の規定により、本日の会議録署名委員に被保険者代表の高瀬委員と、被用者保険代表の木村委員を指名したいと思いますがご異議ございませんか。

—— 異議なし ——

【磯辺会長】異議なしと認め、本日の会議録署名委員には被保険者代表の高瀬委員と被用者保険代表の木村委員にお願いいたします。

それでは、会議次第に基づきまして進行させていただきます。

はじめに、議題(1)平成26年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、事務局の説明を求めます。

※ 資料1-2 歳入決算額 1款国民健康保険税の構成比を26.2に、5款療養給付費交付金の構成比を6.5に訂正依頼。

【事務局】それでは、平成26年度下野市国民健康保険特別会計決算についての説明をさせていただきます。

まず、はじめに下野市の状況でございますが、平成26年度の平均被保険者数は1万4,700人で、前年度と比較すると280人の減となっております。人数は、年々減少傾向にあります。一人当たりの医療費は、高齢化や医療技術の高度化等の影響で増大し、医療費の総額も増加する状況が続いております。歳出の65%を占め、国保会計の財政運営に大きな影響を与える医療費でございますので、いかに医療費の増加を抑えていくかが今後の課題とも言えます。

それでは、資料1をご覧ください。1ページの下、収入済額の歳入合計額58億4,996万9,826円、これは前年度と比較しまして、0.8%の増加となりました。ページをめくりして、3ページ支出済額の歳出合計額、55億4,846万5,060円、こちらも前年度と比較しますと、0.9%の増加という結果になりました。歳入歳出差引額は、3ページにありますように、3億150万4,766円で、こちらは前年度と比較しまして、0.8%の減少となりました。この実質収支額につきましては、前年度に引き続き約3億円の黒字となっております。

ここで、新聞報道などでよく取り上げられる単年度収支について触れておきたいと思っております。本日お配りしましたカラー刷りの資料、1-4をご覧ください。先ほどご説明しました黄色い収支差引のところは約3億円の黒字ですが、一番右端の単年度収支の欄は、平成26年度で約1億2,200万円の赤字となっております。単年度収支の計算式は、収支差引額－基金繰入金＋基金等積立金－繰越金で計算され、平成26年度は、繰越金は増加しましたが、基金繰入金がそれ以上に減少したため、単年度収支の額も赤字額が約1,300万円減少しております。もともと足りない部分は基金を充てる方針でやっておりますので、赤字になるのは止む負えない結果と言えます。

それでは、平成26年度の歳入歳出の決算内容につきまして、簡単に説明をさせていただきます。資料1-2と本日お配りしました資料1-3をご覧ください。資料1-2は、資料1-1の裏面となっております。資料は2枚並べて見ていただくと分かりやすいかと思います。まず、資料1-2でございますが、歳入、歳出の区分ごとの状況が書かれております。平成26年度、平成25年度とありますが、それぞれの構成比を見ますと若干の動きはありますがほぼ同じような構成になっており、それを円グラフで表したものが資料1-3となります。資料1-2に戻りまして、前年度と比較して増減額が大きいものについて、

説明をさせていただきます。まず、歳入の1 国民健康保険税でございますが、比較増減額のところで、6,121 万 6 千円の増となっております。平成 26 年度より税率を上げ、当初予算では、15 億 5,080 万 8 千円を計上しておりましたが、税の軽減枠拡大に伴い、5 割軽減世帯が倍増し、見込んだほどは税収が上がりませんでしたという状況でございます。資料 1-3 の中ほど左側に国保税の3 年間の推移がありますのでご覧ください。収納率につきましては、現年度課税分で 91.61%と、前年度より 0.27%の上昇となりました。

次に資料 1-2 に戻りまして4 国庫支出金でございますが、7,147 万 7 千円の増額となっております。こちらは、法に基づき国が負担するもので、市町村間の財政力不均衡の調整や、医療費の増大による国保財政への急激な影響緩和などを目的に交付されるものがございます。

次に5 療養給付費交付金ですが、4,221 万 4 千円の減額となりました。これは、退職被保険者の医療費が減少したことによる減額となります。退職被保険者とは、国保加入者で 60 歳以上 65 歳未満の厚生年金等の受給者の方とその被扶養者の方で、年々減少し医療費の総額も大きく減少しております。しかし、資料 1-3 の右下の棒グラフにありますように、一人当たりの医療費は増加する傾向にあります。

次に資料 1-2 の6 前期高齢者交付金でございますが、前年度に比べて 6,390 万 3 千円の減額となりました。これは、保険者間での前期高齢者(65 歳以上 75 歳未満の方)の偏りによる負担不均衡を調整するための支援金でございます。

次に少し飛びまして、1 2 諸収入でございますが、前年度と比較しまして、1,535 万 4 千円の減額となりました。これは、第三者行為の交通事故損害賠償金が減少したこと、平成 25 年度には雑入として 1,100 万円の国保連合会余剰金の返還がありましたが、平成 26 年度についてはそれが無いためでございます。

では、下の歳出に移ります。歳出におきましては、比較増減額の特に大きいものは、2 の保険給付費で、4,501 万 4 千円の増額となりました。最初にも触れましたが、被保険者数は減少していますが、一人当たりの医療費が増大し、財政運営に大きな影響を与えています。平成 27 年 1 月からは、高額療養費の制度改正があり、所得に応じて設定される自己負担限度額が 3 段階から 5 段階に変更されました。所得の多い方は自己負担額が増加しますが、低所得者の方は反対に自己負担額が軽減されます。国保の被保険者の方はおのずと後者が多いため本人の負担額は減りますが、保険者の負担額増大は避けられない状況でございます。資料 1-3 の左下の保険給付費(一般)の棒グラフですが、一人当たり的高額療養費の額は、むしろ減っており、平成 26 年度には顕著な影響はでませんでした。しかし、今後は増加することが見込まれるため、医療費を抑制するためにも特定健診や特定保健指導などに力を入れ、発病や重症化の予防に取り組むことが重要になってきております。

そして、また資料 1-2 に戻りまして歳出の最後、1 1 諸支出金ですが、前年度と比較し

まして 1,348 万 7 千円の減額となりました。これは、所得更正などで生じる税の還付金や前年度の一般会計繰入金の精算に伴う繰り出し金が減額になったためでございます。歳入歳出決算の説明は以上となりますが、最後に基金について、ご説明いたします。資料があちこちになって申し訳ありませんが、最初に使いました資料 1 の最終ページ、22 ページをご覧ください。下の方の財産に関する調書でございますが、国民健康保険財政調整基金、前年度末残高 6 億 6,639 万 6,893 円、右の決算年度中増減高マイナス 1 億 1,968 万 927 円につきましては、1 億 2 千万円の基金の取り崩しと、預金利息の 31 万 9,073 円の収入の内容になり、年度末残高 5 億 4,671 万 5,966 円となりました。資料 1-3 の中ほど右側に 3 年間の基金残高の推移がございますので、参考をご覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

【磯辺会長】ただいま事務局の説明が終わりました。この件につきましてご質問がありましたらお願いします。 はい、石嶋委員。

【石嶋委員】資料 1 1 ページ歳入歳出決算書で歳入の、国民健康保険税のところですが前回の会議の時に、平成 26 年度の収納状況の説明をいただいております。5 月 25 日の会議の資料 6 で、平成 27 年 3 月末で説明を受けたところですが、決算の間に不納欠損の整理とかが、かなり進んだということでしょうか。数字が大きく変わっているかと思うのですが。

【磯辺会長】前回の会議の資料と比べてですか？

【石嶋委員】そうですね。その中でこの決算に上げる時に、以前説明されたものはあくまでも 3 月末のものであって、その後、出納閉鎖期間の 2 か月間にかなり事業の進捗があったということでしょうか。

【事務局】お答え申し上げます。先の会議の中で 2,500 万円の不納欠損見込みということで金額を出しておりましたが、年度末におきまして 3,469 万程の数字を決算書に出しましたが、時効とか即時欠損ですとか 3 つ程不納欠損があります。これらを 5 月末で計算をいたしました結果、3 項目の合計が固まったということでございます。あくまでも前回お示した数字は見込みということで考えておりましたが、実際に 5 月末にこの数字が固まったということです。

【石嶋委員】であるならば、お示いただく時に表題に平成 27 年 3 月末見込みという正確なことばを使う必要があると思います。分からない方は 3 月末で 2,500 万欠損と思っ
てしまいますよね。ですから、一つひとつの書類を出していただく時にことばをきちんと表示していただきたいです。今回「2,500 万だったような…」という記憶があったもの
ですから、これからすると随分大きく不納欠損が増えているので、4~5 月に随分整理を
なされたのだなと受け止めました。私はこの会議で、どのような状態でどういったもの
が不納欠損としてあげられてゆくのかという事もお伺いしているわけで、これだけ金額
が違っていると、折角出していただいた資料の意味が薄れてしまうのではないかと思

ましたので、その点をよろしくお願いいたします。

今日の説明の中で、収納では税率とかがありましたことと、単年度収支についての説明が非常に明確になっておりましたので、説明が非常によかったですと思いました。

【磯辺会長】他にございますか。

【石嶋委員】すみません、もう一つ言い忘れていました。先程の単年度収支のことですが、この場では説明を受けているので理解できるのですが、メディアが、単年度収支が赤字ということを大きく取り上げ過ぎるのではないかと考えています。県の発表の仕方については県民に誤解の無いように、特に赤字ということで打ち出された市や町の住民は大変だということになりますので、その点に気を付けていただき発信していただければよいと考えております。

【磯辺会長】石嶋さんのご意見に対して何かございますか。確かに単純に比べられない、新聞の記事の中に隠れている部分もありまして、法定外の繰入をしているところと共に比べていますので、もし赤字が悪いという判断であるならば、少し不公平な感じの記事ではありますね。

【市民課長】今の石嶋委員さんのご意見ですが、確かに国保会計は繰越金の制度をとりまして年度に決算をするということで、表面上は黒字になっていますが、担当の説明にもありましたように、基金の取り崩しや前年度の繰越金等を省くと単年度の決算は赤字になってしまっていると。県内でも統計を見ますと、法定外の繰入を行っている市町もありますし、各市町の取り扱いも銘々です。今後、県に統合された時には、統一見解も出されると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【磯辺会長】ありがとうございました。他にございますか。浦谷委員。

【浦谷委員】資料1の1ページ 収入未済額ですが4億7,500万円位あります。昨年度も同じ質問をしましたが、毎年およそ5億円位の収入未済額があります。もちろん対策をして手を打っていただいたと伺っていますが、ずっとこのままでよいのかと。収納率をアップする対策ですが、何が原因でこういった大きな金額の収入未済額が続いていくのかと心配です。未納の人に対して指導が必要ですが、人材不足だということであれば、人を補っていくと。5億円も未済が出るのであれば人を補充するという抜本的な対策を考えていただければありがたいと思います。現在はこういった状況でしょうか。

【磯辺会長】担当課よろしくお願いいたします。

【税務課長】お答えいたします。確かに滞納繰越額については、昨年度は5億円を超えました。今回は5億円を割り込みまして4億7,500万円という形をとらせていただきました。前回の資料にもお示ししましたとおり、国民健康保険税の収納対策計画を付けさせていただきました。平成30年度までには県内収納率トップの野木町と同じレベルにしようという目標値を立てまして、随時取り組んでいるところです。前回の資料ですと5億2,000万円位収入未済額が出るとの計画でしたが、実際には4億7,500万円というこ

とで、目標値に止めることが出来たと思います。この対策に大きな間違いは無いと考えておりますので、細かな財産調査を推進しまして、滞納繰越額の減少に取り組んでゆく必要はまだあると理解しております。

【磯辺会長】よろしいでしょうか。はい、浦谷委員

【浦谷委員】確かに収納計画を挙げておりまして、その中で訪問での指導というものがありますが、この辺りに人手不足ということはありませんか。

【磯辺会長】はい、事務局。

【税務課長】はい、もちろん人海戦術というのはとても大切な指導だったと思いますが、実際に訪問先で会える、アポイントが取れるというのが難しい現状にあります。そういった意味でいかに訪問して、いかに滞納者に会うことができるかという対策をとってから人員をどれだけ得られるかという考えで詰めてゆければと思っております。

【磯辺会長】他にございませんか。それでは議題（１）平成 26 年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議案のとおり承認にてよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

—— 異議なし ——

【磯辺会長】異議なしと認め、議題（１）平成 26 年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については承認されました。

続きまして、議題（２）平成 27 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について事務局の説明を求めます。

【事務局】それでは、平成 27 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。資料 2 をご覧いただきたいと思っております。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 2,624 万円を減額いたしまして、予算総額 63 億 3,040 万 4 千円にするものでございます。内容につきましては、平成 27 年度の交付金や納付金等の額の確定、及び平成 26 年度の繰入金、繰越金の精算に伴う補正で、例年どおりの補正内容となっております。

では、まず歳入についてご説明申し上げます。4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金につきましては、補正額 6,209 万 6 千円の減額補正で補正後の額は、9 億 9,260 万円でございます。同じく 4 款 2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金につきましては、補正額 1,371 万 8 千円の減額補正で、補正後の額は、1 億 1,926 万 6 千円でございます。この減額補正の要因は、6 款の前期高齢者交付金の増額によるもので、それぞれの算出方式において前期高齢者交付金の額を差し引くこととなっており、交付金が増額となったことにより補助金は減額となりました。

続きまして、5 款、1 項、1 目療養給付費交付金につきましては、補正額 735 万円の

増額補正で、補正後の額は、2億5,227万5千円で、療養給付費交付金の増額によるものでございます。

続きまして、6款、1項、1目前期高齢者交付金につきましては、補正額8,736万3千円の増額補正で、補正後の額は12億1,124万2千円でございます。平成27年度の概算額の確定等に伴い補正するものでございます。

続きまして、7款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金につきましては、補正額1,164万3千円の減額補正となり、補正後の額は、2億2,055万8千円でございます。こちらにつきましても、6款の前期高齢者交付金の増額に伴う財政調整交付金の減額となります。

続いて裏面にいきまして、10款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金につきましては、補正額1億3,500万円の減額補正をいたしまして、補正後の額は1億1,700万円の繰入となります。こちらにつきましては、平成26年度の繰越金等が当初予算の見積より多くなったことから減額いたしました。今後の医療費の伸び次第では、増額の補正もあり得ることでございます。

続きまして、11款、1項、1目繰越金につきましては、補正額1億150万4千円の増額補正で、補正後の額は、3億150万4千円でございます。繰越金額確定による補正となります。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。次のページをご覧ください。

3款、1項、1目後期高齢者支援金、19節負担金、補助及び交付金につきましては、補正額2,849万円の減額補正で、補正後の額は7億7,753万5千円でございます。これは、27年度の額の確定に伴う補正でございます。

4款、1項、1目前期高齢者納付金、19節負担金、補助及び交付金につきましては、補正額689万円の減額補正で、補正後の額は55万3千円となりまして、これも平成27年度の額の確定に伴う補正でございます。

6款、1項、1目介護納付金、19節負担金、補助及び交付金につきましては、補正額4,056万1千円の減額補正で、補正後の額は、3億2,811万5千円でございます。こちらも納付額の確定に伴うものでございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目一般被保険者償還金、23節償還金利子及び割引料は、補正額2,891万3千円の増額補正でございまして、療養給付費等負担金の実績による精算に伴う償還金でございます。4目退職被保険者償還金、23節償還金利子及び割引料は、補正額735万円の増額補正でございまして、退職者医療交付金の実績による精算に伴う償還金でございます。2項繰出金、1目一般会計繰出金、28節繰出金の補正額679万6千円につきましては、職員給与費等の繰入金及び出産育児一時金繰入金の精算による増額補正でございます。

12款、1項、1目、29節予備費につきましては、歳入歳出の端数調整のため、44

万1千円の増額補正をするものでございます。

以上で歳入歳出補正予算の説明を終わらせていただきます。

【磯辺会長】ただいま事務局の説明が終わりました。この件につきまして質問がございましたらお願いします。はい、村田委員。

【村田委員】先程の浦谷委員の話と同様になります。今は補正予算の話ですが、特別会計の未収金のことです。個人的な感覚になりますが、保険税を払わないとなると保険証が貰えないと思うのです。保険税を払わなくても保険証を交付しなくてはならないという法的なルールがあるのかという点と、もう一つはマイナンバー制が導入されることによって、未収金というものが減るのかという二つをお伺いしたいのですが。

国民健康保険税の税率をアップしましたよね？払っていた方は更に払うわけで、払わない方は払わない。本当に払えない人は生保になると思いますが、払えるけど払わない。公平性から言って普通に考えたら、払った人だけが健康保険証を持つべきだと思うのですが、国民全員が均等に医療を受けるという権利がありますから、そういった理由で保険証を出しているのですか。普通感覚ですと保険証は出ないと思うのですが。

【磯辺会長】はい、先程の未収額が多かったという話と関連して、補正予算の中身とは少し離れますね。

【村田委員】補正しなければならぬ状態で、4億7,500万円を放っておくというのがよく分かりません。前回は質問したと思いますが、そこは触れないでくれみたいな感じだったので。保険税を払って初めて保険証を出せばいいと簡単に思うのですが。

【磯辺会長】それでは、補正予算の数字とは違いますけれど、先程の話の中で平成26年度も未収金が5億弱ありましたけれども、保険税を払わない方に対する保険証をどのようにしているか説明をお願いします。

【事務局】収納担当よりお答えいたします。保険証の交付につきましては、下野市国民健康保険滞納者対策実施要綱を作成しておりまして、この規定に基づきまして、滞納が無い方につきましては、スムーズな保険証の発行をしております。滞納のある方については、納税相談等の方策を投じまして、それでも事情があつて納められないという方につきましては、分納をしていただき短期被保険者証を、それでもなお特別な事情も無く納めない方には資格証明書を発行している現状です。滞納の無い方につきましては、保険証の切替えで一般の保険証を交付、未納がある方については、一番短い期間は1ヶ月になります。短期の保険証、納めない方は資格証明書を交付すると実施要綱に基づき、保険証の交付を行っております。

【磯辺会長】はい、村田委員。

【村田委員】資格証明書は保険証と同じように使用できるのですか。

【事務局】資格証明書というものは、あくまでもその方が国民健康保険の被保険者であるということを証明するものでありまして、医療機関を受診する時には10割負担をして

いただきまして、後日、療養費払いといたしまして 7 割分をお返しするという制度があります。医療機関の窓口では 10 割負担をしていただきます。

【村田委員】保険扱いにするのは保険税を払ってからで、保険税を払わなければ 10 割のままだと。

【事務局】そうです。保険税を納め始めた時点で保険者負担分の 7 割をお返しして、自己負担分は制度上の 3 割にいたします。

【磯辺会長】よろしいでしょうか。

【村田委員】はい、分かりました。マイナンバー制度が導入されると、業務が簡略化できて、未収が少なくなりますか。

【磯辺会長】はい、事務局。

【市民課長】マイナンバー制度が導入されても、税の徴収率には直接係わってこないと思われま。実際に住民登録をしていながら未収になっているわけですから、全く住民登録をしていない方については調査を行った上で変わるかもしれませんが、未収金との係わりは無いのではないかと考えております。

【村田委員】分かりました。では、未収の人は自分のリスクを覚悟の上で 10 割負担の医療費を払っているということですね。

【磯辺会長】保険を外してしまうわけにはいかないもので、資格だけは残すということですね。はい、石嶋委員。

【石嶋委員】なかなか厳しいご意見だと思いながら、今のお話を聞いておりました。やはり国民健康保険制度が出来たというその後ろには、人として、どの人も同じように医療を受けられる制度として国が作ったものだと思うのです。近年、社会保障の制度というものが切り崩されて自立、自助といたしますか、そういった方向に考え方が切り替わってしまっているのではないかと懸念を持っております。もう一度、国が一番初めに作った法律に立ち戻る必要があるということ、国に対して言いたいです。

今回の補正予算の歳入ですが、基金繰入額がほぼ半減ということで補正をするという趣旨になっています。ご説明の中では、医療費の増大があった場合には補正で増額する可能性もありますという内容でしたが、これまで市の財政調整基金取り崩し見込みについてのご説明の中には、医療費の増大のこともありましたが、保険財政共同安定化事業の影響というものを言われていたかと思えます。今回はその点についてどのように判断したらよろしいでしょうか。

【磯辺会長】繰越金が多かったのが、基金取り崩しを半分位に減額したが、保険財政共同安定化事業と関係があるという説明でしたか。

【石嶋委員】そうですね。これは「国民健康保険財政調整基金について」という補足資料としていただいた資料です。皆さんもいただけていませんか。中を見ますと「保険財政共同安定化事業の影響で予算規模が 7 億増額となり、基金繰入金（取崩金）も前年度

の約2倍に増大している。」という資料をいただいています。要するに、単純に医療費が上がるだけではなく、県の統一化問題も絡んでいるのではないかと思うのですが、保険財政共同安定化事業の影響で、予算規模が大きくなって取崩金も大きくなるという資料をいただいたのです。

【磯辺会長】平成27年度予算の時ですね。

【石嶋委員】そうですね。その説明からすると今回は前年度の収支が良くて、1ヶ月分位の医療費が繰り越せた…運転資金は十分だと思うのです。保険財政共同安定化事業の影響というのはどこに表れているのだらうと思ったのです。

【磯辺会長】保険財政共同安定化事業の関連で、基金を約半分位で減額できたこととどう関係があるのかということですね。事務局、説明をお願いします。

【市民課長】各市町から応分の負担ということで、国保連合会に拋出しまして、万が一各市町が財政赤字になった場合には補填してあげますよというもので、実際には27年度から運用になりまして、実際にどれ位になるのかまだ見当が付きません。先程、担当から1億3,500万の減額ということで説明をいたしましたが、現実的にはまだ先がありますので、例えば医療費が嵩んで取り崩しをしなければならない部分も出てくると。もしかしたら、プラスになるかもしれませんがマイナスになるかもしれません。今後の状況を見まして進めてゆきたいと考えております。

【磯辺会長】石嶋委員、よろしいですか。

【石嶋委員】なかなか見通しが見つからないのだということが分かりました。

【磯辺会長】他にご質問ございますか。無ければ議題(2)平成27年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、議案のとおり承認してよろしいでしょうか、お諮りいたします。ご異議ございませんか。

—— 異議なし ——

【磯辺会長】異議なしと認め、議題(2)平成27年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については承認されました。

続きまして、報告事項(1)下野市国民健康保険の人間ドック補助額変更について、事務局の説明を求めます。

【事務局】それでは、人間ドック補助額変更についての説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。まず、人間ドック補助額見直しに関する経過報告をさせていただきます。今年度の第1回運営協議会における意見集約を受け、6月30日に資料3-1にありますように、運営協議会会長から市長への建議書を提出いたしました。資料3-1をご覧ください。建議という言葉は、あまり聞き慣れないかと思いますが、簡単に言えば、意見を申し立てることでございます。では、建議書を読み上げさせていただきます。

『近年の国保財政につきましては、大変厳しい状況が内外から憂慮されており、当市におきましても、同様の様相を呈しております。このような中、当協議会では昨年度から、一部の加入者に偏った「人間ドック7割補助」を見直すべきではないかと議論をしてまいりました。その結果、本年5月25日に実施されました、第1回下野市国民健康保険運営協議会における意見集約で「人間ドックの1人当たり一律2万5,000円の補助」が妥当であるとの結論に至りました。つきましては、当協議会の意見集約に基づきまして、速やかにご検討いただきますよう要望いたします。』

そして、7月1日に市長・副市長協議を行い、資料3-2にありますように、建議に対する回答をいただきました。では、資料3-2をご覧ください。

『人間ドック補助見直しに関する建議』について（回答）

国民健康保険運営協議会委員各位におかれましては、日頃より国民健康保険の運営に多大なご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。この程、人間ドック補助額見直しに関する建議をいただきましたことに対し、重ねてお礼申し上げます。建議の内容につきましては、下記のとおり、当市の国民健康保険運営に活かしてまいります。今後とも、委員各位の忌憚のないご意見やご協力をお願い申し上げます。』

【人間ドック補助額見直しについて】

当市におきましても、国民健康保険財政を取り巻く現状は、依然として厳しさを増しており、財政の健全化が大きな課題となってきました。このような状況の中、一部の加入者に偏った人間ドックの7割補助を見直し、一人あたり一律2万5,000円の補助が妥当であるのご意見をいただき、早速、協議をさせていただきました。協議の結果、意見の妥当性及び財政健全化の効果を考慮し、来年度より、人間ドックの補助額を「一人当たり一律2万5,000円」とさせていただくこととします。

市長、副市長ともに、大変有り難い、運営協議会の意見を最大限に尊重したいとこのことでございました。人間ドックの補助額見直しについての補足事項として、資料3の中ほどに記してあります。変更時期につきましては、平成28年度からとし、補助額は一人につき25,000円。年度内一人一回、一種類のみとし、検診費用が25,000円に満たない場合は、その額を上限とします。また、平成28年度からの補助額見直しに向けてのスケジュールが下の方にありますので、ご覧ください。市民の方や医療機関への周知に力を入れ、混乱の起きないように、十分な準備期間を設けて取り組んでいく予定でございます。また、ここには書いてありませんが、今年度の受診者の方への個別通知も検討しているところでございます。以上で説明を終わります。

【磯辺会長】ただいま事務局の説明が終わりました。この件につきまして、何かございますか。村田委員

【村田委員】大変早く対応していただいて、また、協議した結果もいただいて、非常に私たちもやり甲斐があると感じました。

【磯辺会長】他にございますか。浦谷委員。

【浦谷委員】前回の運営協議会の中で協議されて、この判断は適切であったと非常に感謝しています。今後も世の中の情勢を見ながら見直し、場合によっては今回と逆で増額になるかもしれませんが、この運営協議会がリードしてゆければと思います。

今回、2万5,000円の補助ということになったのですが、事業費として、金額的にはどのような反映になるのでしょうか。

【磯辺会長】確か、いただいた表にありましたよね。事務局お願いします。

【市民課長】前回の資料で、一律2万5,000円にしますと約500万円位減額の1,250万円になると計算しております。

【浦谷委員】ありがとうございました。

【磯辺会長】ありがとうございました。他にございますか、感想でも結構です。私も気になっていることがございまして、やはりサービスの金額の切り下げになりますので、来年度になって初めて言われるのではなく、早いうちに周知して皆さんに分かっていただくのがよいと思います。切り上げるのであれば、直前にきてもそんなにショックではないですけど。「28年度に人間ドックをやろうと思っていたのに…」と思う人がいらっしやると困りますので。駆け込みが発生しても仕方ないと思います。スケジュールを決めていただいているので、早いうちに周知をよろしくお願いします。

はい、小瀧委員。

【小瀧委員】今の意見に付随したことですが、私共も奇しくも2万5,000円の補助で行っております。一昨年度と昨年度でおよそ10%ダウンしました。一つの参考ですが。

【磯辺会長】その時の皆さんの反応とかはどうでしたか。

【小瀧委員】そうですね、来るべきものが来たという感じと、本来保健事業というものは広く一般に渡ることと、偏っているかもしれませんがその人を補助することによって、健康が保持される、予防医学ですね。一般企業ですから、苦情のようなものは無かったです。

【磯辺会長】ありがとうございました。他に無ければ、これは報告事項ですのでよろしければ次にいきたいと思います。

報告事項(2)平成27年度下野市国民健康保険税の課税状況について、事務局から説明を求めます。

【事務局】それでは資料4をご覧ください。国民健康保険税(当初)ということで、平成23年度から平成27年度までの当初課税の数字をまとめたものになっております。平成27年度につきまして比較をさせていただきます。まず、課税対象ですが世帯数につきまして41世帯の減ということで7,707世帯となっております。被保険者数につきましては350人減で14,084人。総所得金額につきましては、3,421万円の減で96億1,641万5千円となっております。割合で言いますと約8%程度の総所得金額の減ということになり

ます。

算定税額につきましては合計になりますが、9,660万1千円の減で17億5,044万7千円となっております。割合で言いますと約5%減となっております。

次に課税限度額ですが、107世帯の減で258世帯、超過税額につきましては4,481万5千円の減で、1億1,957万7千円となり、割合で言いますと約27%の減になります。こちらにつきましては昨年度、限度額の上限を後期分につきましては14万円から16万円に2万円増額しております。介護分につきましても12万円から14万円と2万円の増額をしております。先程、所得の割合で8%減という説明をいたしました。これに伴う超過額の減と考えております。

次に低所得者等ですが、世帯数が214世帯増の3,447世帯、軽減額につきましては1,150万円の増で、1億7,261万1千円になります。約7%程増えておりますが、軽減対象所得の引き上げということで、5割軽減について1人当たり1万5,000円増、2割軽減につきましては2万円増ということでの増と考えております。

調定額につきましては6,342万8千円の減で14億5,641万7千円となっております。1世帯当たりとしますと約7,186円減で18万8,973円、一人当たりの調定額は1,887円減で10万3,409円といった形で平成27年度の課税を行いました。

【磯辺会長】事務局の説明が終わりました。この件につきまして、質問がありましたらお願いいたします。石嶋委員。

【石嶋委員】課税対象というのは、国民健康保険に入っている方全部の数字なのでしょうか。

【磯辺会長】はい、事務局。

【事務局】国民健康保険加入者の全世界帯です。

【石嶋委員】加入者全部ということですね。そうなりますと課税限度超と低所得者等というのは、うち数ということでよろしいですか。

【事務局】はい、うち数になります。ですから算定税額から課税限度超を引く形になります。低所得者につきましても含まれた数字になっておりますので、計算した数字が調定額になります。

【石嶋委員】ありがとうございます。課税限度額を超えている世帯が保険税の徴収額の変更で減ってきたということが目に見えているわけですが、昨年、この世帯が保険税が未納になっているということはありませんか。

【磯辺会長】はい。限度額を払っている方々で未納の人がいるかどうかですね。いかがですか、事務局。

【事務局】数字等は把握していない状況ですが、高額で未納になっている方も当然いらっしゃると思います。先程、所得は減っているという説明をいたしました。高額者につきましては、1世帯当たりの超過分は、前年に比べると1万円程増えています。ですか

ら、所得自体は伸びているという状態です。

【磯辺会長】限度額一杯の方で未納の方がいるのかどうか、もし次回にでも分かればお願いします。これを見ますと、国民健康保険総世帯数の 7,707 世帯に対して低所得者数というものが 3,447 世帯で、半分位は低所得者世帯だということが分かりますね。そういった保険でもあるということですね。他にご質問ございますか。はい、石嶋委員。

【石嶋委員】先程からこだわっていますのは、この資料の見出し「国民健康保険税（当初）」です。すでに平成 23 年度から 25 年度のものについては、栃木県が市町村の国民健康保険税の財政状況を、インターネットでもアップしていますし、私たちも資料をいただいているものですから、もう確定しているものについては当初ではなくていいのではないかと思うのですが。

【磯辺会長】事務局、どうですか。平成 23 から 25 についての数字は。

【事務局】当初というこの資料ですが、平成 27 年度につきましては 7 月に納税通知書を出した段階での当初という位置づけになっておりますので、表には出ていない数字になっています。あくまでも各年度とも、年度途中の異動が反映されていない数字ですから、今回の資料に使用した数字は、最初に課税した時の数字の単純比較になります。件数をどの段階で比較するかということで、年度末の数字になりますとずれが生じてくるかと思しますので、ご理解ください。

【石嶋委員】実はこの会議に出ますと、何日の資料を出したかということで数字が違ってきているのですよね。それが国民健康保険の難しいところではあると思うのですが。もう、確定しているものについては、確定した数字で出していただいた方が、実態がよく反映されるのではないかと思うのです。例えば今回いただいた資料 4 ですと、一番下の「1 人当たり調定額」について、平成 24 年度と 25 年度では 25 年度の調定額が高いのですが、県が出している財政状況の下野市を見ますと、平成 24 年度の数字の方が大きいのですよね。ですから、単純に比較出来ないのが当初ということで出されたのかも知れませんが、実態を見るには決算ではないかと思えます。

【磯辺会長】今の事務局の説明は、平成 27 年度が当初に近い 7 月の数字になるので、比べる意味で他の年度もそれに合わせたということでしょうか。

【事務局】はい。例えば限度額が 2 万円程アップとなり、軽減についても変わっているということで、こういった数字を含めた上での対前年度との比較で出しています。当初予算に準じた課税上の確定ということで、確かに決算の数字とは比較出来ないという部分では、分かりにくいかもしれません。条例改正を含めた最新の数字を出しております。

【磯辺会長】条例改正があるので、各年度の数字の条件が変わってきますので、単純には比較できないということはあると思いますよね。税率も変わりますし限度額の変更もありますし。

【石嶋委員】税率が変わるというのは、必要があって変わるのですからそれを理由にす

る必要は無いと思うのです。

【磯辺会長】平成 23、24、25 年度の数字は、決算の数字ではないですよ。当初の数字ですよ。

【事務局】そうです。

【磯辺会長】当初どうして比べるという意味で、当初の数字を並べているということですよ。

【石嶋委員】ですが、比較の対象としてはどうなのかということをお尋ねしたかったのです。前回は質問をさせていただいたのですが、例えば基金の現在高についても二つの数字が動いてしまっているわけですよ。国保の決算の数字と、広報で流れている数字が違うと。同じことを表しているはずなのに、二つの数字が動いているという現実があるわけです。それはどちらも間違いではないのだそうです。でも、それは市民にとっては分かりにくいのです。そういう点で基準とするものを何にするのかということ、もう一度よく考えていただきたいという問題意識がありまして提示したのです。今回の資料 4 は、資料 4 として読み込みましたので、これ以上の答弁は結構です。

【磯辺会長】他にございますか。浦谷委員。

【浦谷委員】資料 4 の中で「端数切捨・減免」という項目がありますが、数字の単位は円ですか。

【事務局】こちらの単位は千円です。数字の積み上げにつきましては各税額を出す上で、所得に対して税率を掛けますが、その時の端数の積み上げです。

【浦谷委員】この数字が段々右肩上がりですが、特別な理由があるのですか。増加傾向ですけど。

【事務局】確かに増加していますが、特にこれについて検討はしておりません。

【浦谷委員】この数字は決算書の中で国民健康保険税の項目の中ではどういった扱いの数字になりますか。

【事務局】この数字は、予算書には一切含まれておりません。「端数切捨・減免」ということばで記載しましたが、当初につきまして減免は含んでおりません。その後随時、申請に基づき減免対象が含まれてきます。

【石嶋委員】収入の割合で、うち限度額を超える方、低所得者等となっておりますが、今回限度額を超える方で、納税が滞っている方は調べてないとのことですが、全体的にどういった収入層の方の滞納が多いかと調べたことはありますか。

【事務局】前回、税率の見直しの時に応益・応能関係の割合等を検討した際、所得に応じてどの辺りの未納が多いかといった算定はしております。

【石嶋委員】その結果はどうでしたか。

【税務課長】滞納者の分布割合としましては、低所得者を 150 万円以下と区切りますと、

所得が 150 万円以下の世帯が約 60%という結果でした。あとは数パーセントの所得世帯のも滞納者はいます。

【石嶋委員】県内で見ても、下野市は資格証明書の発行が多いですね。この資格証明書を発行されている世帯は、先程の 150 万円以下の世帯でどの位の割合を占めているのかお聞かせいただけますか。

【磯辺会長】下野市は資格証明書の発行が多いのですか。

【石嶋委員】下野市は多いですよ、200 を超えていると思いますから。ほとんど発行しない 1 桁のところもあります。

【事務局】この件に関しましては数字を用意してございませんので、よろしければ次回ご報告させていただきます。

【石嶋委員】よろしく申し上げます。突然に質問いたしまして申し訳ございませんでした。資格証明書をお持ちの方が大きな病気になりますと、お金が無いと命も長らえないですから、国保の制度に反してしまうのではないかと私は憂慮しております。大変でしょうけれど、ぜひ数字を調べていただければと思います。

【磯辺会長】資格証明書発行世帯についての資料は次回お願いします。他にございますか。無ければ 5 番のその他ですが、何かございますか。

それでは、本日予定しました議事はすべて終了いたしました。以上をもちまして、協議会を閉会したいと思いますがお異議ございませんか。

—— 異議なし ——

【磯辺会長】異議なしと認め、第 2 回下野市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、また円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。大変お疲れ様でした。

<閉会 午後 2 時 56 分>